

佐野市衛生センター自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

この仕様書は、佐野市衛生センター（管理棟・処理棟・車庫棟）の自家用電気工作物保安管理業務委託の概要を示すもので、現場の状況に応じて、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。

1. 委託業務名

佐野市衛生センター自家用電気工作物保安管理業務委託

2. 委託業務場所

佐野市衛生センター 佐野市植下町2550番地

3. 委託契約期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日（36か月）

この契約は長期継続契約（地方自治法第234条の3）として実施する。

4. 受電設備の概要

設備容量 2,000キロボルトアンペア

受電電圧 6,600 ボルト

非常用予備発電装置

定格容量 450 キロボルトアンペア

定格電圧 420 ボルト

5. 委託業務内容

ア 月次点検

月次点検は、主として運転中の施設の外観点検・測定試験を毎月行うこと。詳細については別表のとおりとする。

イ 年次点検

年次点検は、主として全停電を行い、施設の運転を停止し点検及び測定・清掃を年1回行う。この場合、し尿等受入施設という特殊施設であるため全停電における点検を1日間とし、昼間6時間程度で完了すること。また、年次点検の清掃業務については下記の事項に留意すること。

- a. 停電に際しては、事前に負荷の状態を把握する事。
- b. 受電室、キュービクル内のほこり、砂、泥等を除去する事。
- c. 母線、遮断機、碍子、端子盤等に付着した埃を除去するとともに変圧器、油入開閉器等の外面の汚れを拭き落とす事。
- d. 受電、配電盤の表面、刃型開閉器接触部分等は乾いた布等で十分清掃する事。

- e. 高圧側の絶縁抵抗測定を実施する事。
- f. 業務終了後は、設備について接続部の脱落、緩み等の点検を行う事。
- g. 復電後は、負荷の状態に異常がないか確認する事。

ウ 避雷針接地抵抗測定

避雷針の接地抵抗測定を毎年1回行う。

- ・処理棟 単独8箇所 総合1箇所
- ・管理棟 単独2箇所 総合1箇所
- ・車庫等 単独2箇所 総合1箇所

エ 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について報告すること。

オ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において電力会社等より通知を受けた時は、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止に努めるべき措置について報告するとともに、必要に応じて電気事業法106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。

カ 電気事業法第107条に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

キ 上記4. の設備に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

ク 上記4. の設備に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置について報告すること。

ケ 上記4. の設備に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、工事中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき措置について報告すること。

6. 関係法規の遵守

業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

7. 報告書の作成、提出

月次点検、年次点検の報告書を作成し、担当職員に確認を受けた後速やかに提出すること。

8. 電気主任技術者の選任等、経済産業省への申請、提出

受託者は、契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託承認申請書ならびに保安規定(変更)届出書を作成し、産業保安監督部(部長)等に提出するものとする。この申請が1ヶ月以内に承認を得られなかった場合、又は取り消しになった場合は、委託者はこの契約を一方的に解除できるものとする。なお、申請、届出に係る費用は、この自家用電気工作物保安管理業務委託料に含むものとする。

9. 再委託の禁止

受託者は契約した業務の全部または主要な部分を再委託してはならない。

10. 損害賠償

委託業務の実施に際し、受託者の責に帰すべき事由により、建造物、機器、第三者等に損害を与えた場合は、直ちに現状復帰又はその損害賠償の責めを負うものとする。

11. その他

- (1) 自家用電気工作物保安管理業務委託について疑義が生じた場合、お互いに協議のうえ、決定する。
- (2) 見積金額は、月額と36か月の総額を表示してください。(消費税抜きの価格で表示をお願いします。)
- (3) 不明な点については、市民生活部 衛生施設室までお問い合わせください。

TEL 0283-24-8424

別表1

点検、測定及び試験の基準等

月次点検及び年次点検

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検	
				A	B
受 電 設 備 (第二受電設備以降を含む)	責任分界となる器等 区分閉線 引込線 (架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○※1	○
		区分閉器動作試験		○※1	○
		保護継電器動作試験		○※1	○
		保護継電器動作特性試験			
	断路器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○※1	○
	遮断器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		動作試験		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○※4
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	計器用変成器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○※4
電力用コンデンサ	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
避雷器	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
母線	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
配電制御回路	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
	保護継電器動作試験		○	○	
	保護継電器動作特性試験			○	
	計器校正試験			○	
	制御回路試験		○	○	
受電設備の建物・室箱 キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	○	
接地装置	外観点検	○	○	○	
	設置抵抗測定		○※2	○	

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検	
				A	B
配電設備	配電線路 (架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	断開器、遮断器、変圧器、 計器用変成器、電力用コンデンサ器 その他高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○※4
接地装置	外観点検	○	○	○	
	接地抵抗点検		○※2	○	
非常用予備発電装置	原付動機装置	外観点検	○	○	○
		始動試験	○※3	○※3	○※3
		機関保護継電器動作試験		○	○
	発励接磁地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗点検		○※2	○
	遮断配制御装置	外観点検	○	○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器動作特性試験			○
		制御回路試験		○	○
その他は受電設備に準ずる					
蓄電池設備	本体	外観点検	○	○	○
		液量点検	○	○	○
		電圧・比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充付接電属地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
電気使用場所の設備	電動機類、電熱装置、 電気溶接機、照明装置、 配線器具、配線の他機器 その他接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗点検		○※2	○
		絶縁監視			

- 注) (1) 「外観点検」とは、主として目視により点検することをいいます。
- (2) ※1を付した項目は、停電範囲により実施しないことがあります。
- (3) ※2を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがあります。
- (4) ※3を付した項目は、乙が実施するほか、乙の指導を受けて甲が必要に応じて実施するものとします。
- (5) ※4を付した項目は、PCB混入のおそれがある場合は試験を省略することがあります。
- (6) 「絶縁監視」とは、変圧器のB種接地工事の接地線に絶縁監視装置を取付け、低圧電路の絶縁状態を監視することをいいます。
- (7) 変圧器の二次側以降の低圧電路(電気使用場所の設備を含む。)と大地間との絶縁抵抗測定は、絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。

佐野市衛生センター位置図

